

軽自動車税

軽自動車税とは…

車の排気量・車種などによって、自動車税（種別割）【県税】と軽自動車税（種別割）【市町村税】に分かれています。

軽自動車税（種別割）は、賦課期日（毎年4月1日）現在で、町内に定置場がある車の所有者（法人を含む）にかかる税金です。

軽自動車税（種別割）は、普通車などの自動車税と異なり、月割りで課税する制度ではないので、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、4月1日現在の所有者がその年度分の税金を全額納めなければなりません。

※ 定置場とは、車の運行を休止した場合に、主として駐車する場所をいいます。

税政改正により、令和元年10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、新たに『環境性能割』が導入されました。軽自動車分の環境性能割は町税となりますが、当面の間は県が賦課徴収を行います。

■軽自動車税（種別割）の種類と税額

（単位：年額）

区 分			標準税率		申告（登録）場所	
原 動 機 付 自 転 車	二輪 50cc 以下		2,000 円		利根町役場税務課 Tel 0297-68-2211	
	二輪 50cc 超 90cc 以下		2,000 円			
	二輪 90cc 超 125cc 以下		2,400 円			
	三輪以上 20cc 超 50cc 以下（ミニカー）		3,700 円			
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400 円			
	特殊作業用		5,900 円			
二輪の小型自動車 250 cc超			6,000 円		茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 Tel 050-5540-2018 〒300-0847 土浦市卸町 2-1-3	
軽 自 動 車	二輪 125cc 超 250cc 以下		3,600 円		茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 Tel 050-5540-2018 〒300-0847 土浦市卸町 2-1-3	
	ボートトレーラー		3,600 円			
			標準税率		重課税率	
			※①	※②	※③	
	四輪 以上	家用	乗 用	7,200 円	10,800 円	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 Tel 050-3816-3106 〒300-2658 つくば市島名字前野391 5番地
			貨 物	4,000 円	5,000 円	
		営業用	乗 用	5,500 円	6,900 円	
貨 物			3,000 円	3,800 円	4,500 円	
三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円		

※① 平成 27 年 3 月 31 日以前に新規検査を受けたもの。

※② 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規検査を受けたもの。

※③ 平成 28 年度から、グリーン化を進める観点により、最初の新規検査（新規取得時に受ける検査）から 13 年を経過した「三輪以上の軽自動車」については、重課が適用されました。（毎年 4 月 1 日現在で新規検査から 13 年を経過したものが適用となります。）

● 車種区分の課税対象車

- 農耕作業用：農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた「トラクター、コンバイン、田植機、薬剤散布車等で国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」最高速度 35km/h 未満のもの。
- 特殊作業用：規格が、長さ：4.7m 以下、幅：1.7m 以下、高さ：2.8m 以下の「フォークリフト等で国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車」最高速度 15km/h 以下のもの。

■軽自動車税（種別割）の申告

次のような場合は、申告（登録）場所（前ページ軽自動車税（種別割）の種類と税額参照）で手続きしてください。

- 車を所有したとき
- 車が使用できなくなり処分するとき
- 車を他の人に譲渡（売買）するとき
- 車が盗難等に遭ったとき（盗難届出日，受理番号，警察署名を確認してください。）
- 標識（ナンバープレート）を破損，紛失したとき
- 車の排気量に変更があったとき
- 住所，氏名，定置場などに変更があったとき
- 所有者が死亡されたとき（新しい所有者の人に名義を変更してください。また，車両を処分するときは，廃車の手続きをしてください。）

■申告に必要なもの（申告場所が利根町役場のとき）

登 録 す る と き・・・15日以内に	
新車・中古車を購入した場合	● 販売証明書 ● 印鑑
車を譲り受けた場合	● 譲渡証明書 ● 印鑑
利根町に転居してきた場合	● 前住所地の登録場所で発行された廃車証明書 ● 印鑑
廃 車（登録抹消）する とき・・・30日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 印鑑 ※ 盗難により廃車する場合は，盗難届出日・盗難届受理番号，警察署名を確認してください。	
ナンバープレートを破損・紛失したとき・・・15日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 印鑑 ※ ナンバープレートを紛失等で返却できない場合は，弁償金として100円を納めていただきます。	
排気量を変更した（税額が変わる）とき・・・15日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 変更後の排気量が確認できる書類 ・バイクショップなどで変更後の排気量を証明しているもの ・取付キットの箱や説明書で変更後の排気量が書いてあるもの ● 印鑑	
住所，氏名，定置場などに変更があったとき・・・15日以内に	
● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 印鑑	
利根町では希望ナンバー制は行っておりません。番号順となります。	

二輪の小型自動車，軽自動車（二輪，三輪，四輪）については，各申告（登録）場所におたずねください。

軽自動車税（種別割）

■軽自動車税（種別割）の減免制度

次のような場合には、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

- ① 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている人が所有している場合
- ② 「身体障害者手帳」等の交付を受けている人のうち、18歳未満又は精神に障害を有する人と生計を一にする人が所有し、その障害のある人のために使用する場合
- ③ ①に該当する障害者のみで構成する世帯で、常時介護する人が運転する場合

※ ①、②、③に該当する人であっても、当該事由により同じ世帯で、既に「自動車税の減免」を受けている場合は、対象となりません。

上記の①、②、③に該当する人で、減免を受けようとする人は、**納期限日**（毎年5月下旬）までに申請を行ってください。

※納期限後の申請は受付できませんのでご注意ください。

● 減免申請に必要な書類は以下のとおりです。

- 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」のいずれか
- 当該車両を運転する人の運転免許証
- 軽自動車税（種別割）納税通知書（納付をしていないもの）
- 車検証

減免を受けることができる障害の程度

障 害 の 区 分		身体障害者手帳	戦 傷 病 者 手 帳
視 覚 障 害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚 障 害		2級及び3級	
平 衡 機 能 障 害		3級	
音 声 機 能 障 害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上 肢 不 自 由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢 不 自 由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体 幹 不 自 由	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1級及び2級	
	移 動 機 能	1級から6級までの各級	
心 臓 機 能 障 害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝 臓 機 能 障 害			
療 育 手 帳		「A」又は「㊤」	
精神障害者保険福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

軽自動車税（種別割）Q&A

Q

バイクを譲り受けたのですが

わたしは友達からバイクを譲り受けたのですがどうすればいいのですか。

A

市町村で変更できる車種は、125cc以下の原動機付自転車です。それを超えたものは、**運輸支局**で変更の手続きをしてください。

利根町や他の市町村で既に廃車手続きが済んでいる場合、譲渡証明書と新名義人の印鑑を持参のうえ、利根町役場税務課でナンバープレートと標識交付証明書をもらってください。

現在も利根町で登録がある場合は、標識交付証明書と譲渡証明書、新名義人の印鑑を持参のうえ名義変更の手続きをしてください。

Q

農機具を買い換えたときの手続きは

今まで使っていたトラクターを廃棄し、新しく販売店からトラクターを購入しました。ナンバープレートは、今まで付けていたものを取り外し、新しいトラクターに付け替えて使用してもいいのでしょうか。

A

別々の車体に同じナンバープレートを付けることはできません。

まず、今まで付いていたナンバープレートを利根町役場税務課へ返却してください。

次に、購入されたトラクターに対して新しいナンバープレートを交付しますので、印鑑のほか、年式や機械番号（車体番号）等を確認するため、販売店が交付する「販売証明書」をご持参ください。

Q

公道を走行しない場合でも

公道を走行しないトラクターでも、ナンバープレートを付けないといけませんか。

A

登録をしていただき、ナンバープレートを付けなければなりません。

トラクター・コンバインなどの農耕車や小型特殊自動車は公道を走らない場合でも軽自動車税の課税対象になります。

Q

所有者が亡くなったら…

原付バイクを所有していた祖父が今年死亡しました。手続きはどうすればいいですか。

A

軽自動車税（種別割）は車両を所有していることに対して課税される税です。所有者が死亡された場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、もう使用しない車両であれば廃車手続きをおこなってください。

そのままにしておきますと、いつまでも税金がかかることとなります。

なお、手続きをされない場合は法定相続人に納税していただくなどの処置をとらせていただきます。

Q

引越したときの手続きは

原付バイクをもって、引越したときの手続きはどうすればいいですか。

A

他の市町村に転出された場合は、転出先の市区町村のナンバープレートを、利根町に転入された場合は、利根町のナンバープレートを付けなければなりません。その場合の登録手続きは、前住所地で廃車の手続きをして廃車証明書を取得し、それを利根町役場に提出すれば新しいナンバープレートが交付されます。しかし、前住所地が遠方にある場合など、これらの手続きが困難な場合に限り、利根町役場にて前住所地のナンバープレートと標識交付証明書を受理し、新しいナンバープレートを交付します。前住所地に対しては、利根町役場から連絡をさせていただきます。（ただし、前住所地へ連絡する場合は、正確性を求めるために、車台番号等の情報が必要となりますのでご了承ください。）

町たばこ税

町たばこ税は、卸売販売業者等が町内のたばこ小売店に売り渡したたばこに対して、売り渡しを行った卸売販売業者等に課せられます。

※ 卸売販売業者とは、製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者です。

■納める人

卸売販売業者が町に納めますが、たばこの定価の中には町たばこ税が含まれていますので、実際にはたばこを買う人が税金を負担しています。

■税率（地方税法第 468 条）

町たばこ税の税率は、1,000 本につき **6,552 円** です。

■申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売り渡し分をまとめて、翌月末日までに申告納入します。

たばこ 1 箱の税金

小売定価	国 税		地 方 税		消 費 税	合計税額
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税		
580 円の例 (20 本入)	136.04 円	16.40 円	21.40 円	131.04 円	52.73 円	357.61 円



たばこは、町内で買ひましょう。

町内でたばこを買っていただくと、たばこ 1 本につき **約 6.5 円** が利根町の税収となり、その税金は町民のために使われることとなります。たばこを買う場合には町内でお買い求めください。

町税は、利根町役場、町の指定金融機関及びコンビニエンスストアで納めることができます。

納付場所

利根町役場
常陽銀行本支店
水郷つくば農協本支店
みずほ銀行本支店
(令和4年9月30日まで)
水戸信用金庫本支店
東日本銀行本支店
ゆうちょ銀行・郵便局
(関東各都県及び山梨県で納期限内に限る。)

【コンビニエンスストア】
「セブンイレブン」「ミニストップ」「ファミリーマート」
「ローソン」「ローソンストア100」「くらしハウス」
「スリーエイト」「生活彩家」「セイコーマート」
「ハマナスクラブ」「ハセガワストア」
「タイエー」「MMK設置店」「ポプラ」
「デイリーヤマザキ」「ニューヤマザキデイリーストア」
「ヤマザキデイリーストア」「ヤマザキスペシャルパートナーショップ」
【スマートフォンアプリ】
「PayPay (PayPay残高払いに限る)」
「LINE Pay」「PayB」

納期限を過ぎた場合並びにバーコードの無い払込票は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの納付はできません。

■町税等の納期

税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

■税金の納付が遅れると…

納期限を過ぎても税の納付がない場合、「督促状」を発送します。それでもなお納付がない場合は、「滞納処分(差押え・公売など)」を行います。また、納期限を過ぎても納付がない税は、「延滞金」がかかることとなります。

税金は納期限までに納めましょう！

督促手数料	納期限までに納税されない場合には、督促状を送付します。督促状を送付した日以後は、本税と併せて督促状1通につき 100円 の督促手数料も納めていただくこととなります。
延滞金	納期限内に納付された人との公平を保つため、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。 延滞金の利率 は、納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでは年 2.4% 、それ以降は年 8.7% の割合で計算します。 (令和5年1月1日から延滞金の割合が変更になる場合があります。)
滞納処分	督促状を送付した後に、なお納付がない場合には法令の定めに基づき財産(預金・給与・生命保険・不動産等)の差押・換価を行うこととなります。なお督促状を送付後は、差押等を執行するに当たり事前の予告等を行う決まりはありません。 注)換価とは、預金・給与等の債権を現金化し税に充当すること。また、不動産については、公売により現金化し税に充当することをいいます。

納税方法

■納付が困難な場合

諸事情により納付が困難になられた場合は、税務課収納係までご相談ください。

■口座振替制度

口座振替制度とは、金融機関があなたに代わって、ご指定の口座から各納期の最終日に、自動的に振替えて納税する制度です。

● 振り替えにすると

- うっかりの納め忘れがなくなります。
- 窓口で直接納付する手間が省けます。

● ご利用いただける町税等

- 町県民税（普通徴収分）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 下水道受益者負担金
- 霊園管理料
- 保育料
- 老人保護措置費
- 放課後児童クラブ費
- 住宅資金貸付金
- 心身障害者扶養共済掛金

● 申し込み手続き

手続きは、預金口座をお持ちの金融機関の窓口でお願いします。（**役場での手続きはできません**）のでご注意ください。）申し込み用紙は、町内の取扱金融機関に備え付けてあります。また、町外の支店等をご利用になる場合は税務課に申し込み用紙をご請求ください。

● 取扱金融機関

常陽銀行本支店	みずほ銀行本支店
水郷つくば農業協同組合本支店	三井住友銀行本支店
水戸信用金庫本支店	ゆうちょ銀行

● 手続きに必要なものは…

- 口座番号がわかるもの（預金通帳等）
- 印鑑（金融機関届出印）

… **ご注意ください** …

- 各納期の月末が休日（土・日・祝日）の場合、その翌日に振替されます。
- 手続きは、納税義務者お一人ごと必要になります。
- 納税義務者や口座の変更をする場合は、新たに手続きが必要です。

● 口座振替済及びスマートフォンアプリ納付済の通知

軽自動車税 （種別割）	6月下旬に送付 （継続検査用納税証明書）
----------------	-------------------------

■税務証明の種類

税の種類		証明書の種類	手数料	委任状
住民税	個人	所得証明書	1件 300円	○
		所得等証明書（児童手当用）	町民は無料 転出者は 300円	○ ※同一世帯の親族の方からの請求のみ不用とします。
		課税証明書	1件 300円	○
		非課税証明書 （就学支援金用）・「特定疾患用」 課税又は非課税証明書		町民は無料 転出者は 300円
	法人	所在証明書（軽自動車登録用）	無料	×
	固定資産税	評価証明書（土地・家屋）	1件 300円 ※1件とは、 土地 5筆 家屋 5棟	○
資産証明書（土地・家屋）				
公課証明書（土地・家屋） （1筆ごとの固定資産税・都市計画税相当額の記載）				
課税台帳記載事項証明書				
住宅用家屋証明書		1件 1,300円	×	
家屋現況確認証明書		1件 300円		
軽自動車税（種別割）	車検用納税証明書	無料	×	
全税目	納税証明書	1税目 300円	○	
	納税証明書（未納のない証明）	1件 300円		

注）・ 納税証明書は、1税目につき 300円です。（例：住民税と固定資産税⇒2税目=600円）

- ・ 住民税（個人）の証明書には、証明年度の前年中の所得が記載されます。
- ・ 軽自動車税の納税証明を請求する場合は、車検証、または車検証のコピーをご持参ください
- ・ 納税後、すぐに納税証明が必要な場合は、納税済の領収書をお持ちください。
- ・ **本人以外の方が請求する場合には、「委任状」が必要となります。**

■申請に必要なもの

本人の場合 （法人の場合は代表者本人）	● 本人（法人の場合は代表者本人）であることを確認できる書類
代理人の場合	● 本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状 ● 代理人自身であることを確認できる書類
相続人の場合	● 納税義務者の死亡が確認できる書類（住民票の除票・戸籍謄本など） ● 死亡した納税義務者との相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など）

本人・代理人自身であることを確認できる書類とは、

運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、健康保険証など、官公庁またはそれに準ずる機関が発行したもので、住所、氏名等の確認ができるものです。本人になりすました虚偽の届出や、不正な手段による証明書の請求を防ぐため、運転免許証や保険証などで、本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

■郵送による請求

利根町から転出したり、仕事などで窓口に来られない場合には、下記の要領にしたがって郵送による請求ができます。

● 郵送していただくもの

- 証明交付申請書（便せんなどに下記のようにお書きください。）
- 申請者本人の住所、氏名が確認できる書類のコピー
（申請者が代理人の場合は、代理人の住所、氏名が確認できる書類のコピー）
- 相続人が申請する場合には、納税義務者の死亡が確認できる書類のコピー
（住民票の除票・戸籍謄本など）及び死亡した納税義務者との相続関係が確認できる書類のコピー（戸籍謄本など）
- 1 件につき 300 円分の定額小為替（郵便局で購入し無記名のまま同封してください。）
- 委任状（申請者が、本人から権限を委任された代理人の場合）
- 返信用の封筒（84円切手を貼って、住所・氏名を記入した定型封筒）

証明交付申請書	
※見 本	
利根町長 宛	
証明年度	令和〇〇年度（令和△△年の所得）
証明書の種類	課税証明書 ○通
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
利根町に住んでいたときの住所	利根町〇〇 ×××番地
氏名	利根 太郎
生年月日	△△〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先電話番号	×××—×××—××××
上記のとおり申請します。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	

* 証明交付申請書類及び委任状様式は、利根町ホームページから下記の手順でダウンロードができます。

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/>

[利根町ホームページ（トップ）](#) ⇨ [暮らし](#) ⇨ [税金](#) ⇨ [税務関連様式](#)

■委任状の書き方

税の証明書には、他の人に知られたくない個人の秘密（プライバシー）が数多く記載されています。

この情報を本人の承諾なしに、他の人にお教えすることはできません。

したがって、ご家族の人であっても本人の意思が確認できる委任状をお願いして、細心の注意を払って証明書を発行しています。

お手数とは存じますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

委任状は、委任者本人が作成してください。

委 任 状			
※見 本			
代 理 人	住 所	利根町布川〇〇〇番地	
	氏 名	利 根 太 郎 印	
		△△〇〇年〇〇月〇〇日生	
私儀都合により上記の者を代理人に選任し令和〇〇年度 〇〇証明書交付申請 に関する権限を委任します。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
委 任 者	住 所	利根町布川〇〇〇番地	
	氏 名	茨 城 一 郎 印	
		△△〇〇年〇〇月〇〇日生	
利根町長 ○ ○ ○ ○ 宛			

※本委任状につきましても、町ホームページからダウンロードが可能です。



諸税に関するお問い合わせ

名 称		所 在 地	電話番号
利根町役場	税務課	〒300—1696 利根町布川 841—1 代表 0297(68)2211	町民税係 (内線)203・204・205 資産税係 (内線)206・207・208 収納係 (内線)209・210
	保険年金課		国民健康保険係 (内線)172・173・174 医療年金係 (内線)176・177 後期医療係 (内線)175・178
竜ヶ崎税務署		〒301—8601 竜ヶ崎市川原代町 1182	0297(66)1303
茨城県土浦県税事務所		〒300—0051 土浦市真鍋 5—17—26	029(822)7176
土浦県税事務所 稲敷支所		〒300—0593 稲敷市江戸崎甲 541	029(892)6111
水戸地方法務局龍ヶ崎支局		〒301—0822 龍ヶ崎市光順田 2985	0297(62)0225
豊田新利根土地改良区		〒300—1324 河内町源清田 5960	0297(84)2226
牛久沼土地改良区		〒301—0005 龍ヶ崎市川原代町 2640—1	0297(62)0536

関係機関案内図

